

静岡県心のUDプラス実践講座動画 DVD 貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、県内企業・団体の職員にユニバーサルデザインについて学ぶ機会を提供することを目的に、静岡県（以下「県」という。）が所有する心のUDプラス実践講座動画を収録したDVD（以下、「実践講座動画DVD」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び用途)

第2条 実践講座動画DVDは、以下の場合に借り受けることができる。

- (1) 県の対面式の研修を受講した企業・団体の職員が、自団体の他の職員に伝達研修を行う際に使用する場合
- (2) 過去に県の対面式の研修を受講した等でユニバーサルデザインを理解している職員が存在する企業・団体で、職員間での理解の浸透を図る研修を行う際に使用する場合

(貸出の方法)

第3条 実践講座動画DVDの貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、心のUDプラス実践講座動画DVD貸出申込書（様式第1号）を貸出希望日の2週間前までに県に持参、郵送、FAX又はE-mailにより提出するものとする。

2 実践講座動画DVDの貸出し及び返却は、県くらし・環境部県民生活課で行うものとする。

なお、貸出し及び返却については、来庁による受渡し又は郵送とする。

3 貸出期間は、原則として2ヶ月以内とする。

(許可)

第4条 県は、前条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、貸し出すものとする。

(貸出料)

第5条 実践講座動画DVDの貸出しは無料とする。ただし、返却に郵送等を利用する場合の費用は、借受者が負担する。

(禁止事項)

第6条 借受者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出申込書に記載した使用目的以外での使用
- (2) 第三者への転貸（申込者の所属する企業・団体内での上映、職員への貸出しは可）
- (3) DVDやその他記録メディアへの動画データのコピー
- (4) インターネット回線等を利用した上映・配信

(借受者の責任)

第7条 借受者は、実践講座動画DVDの使用にあたって適切な管理に配慮するとともに、実践講座

動画 DVD を紛失又は破損したときは、直ちに県にその状況を報告しなければならない。

2 借受者の不注意または不適切な使用により、実践講座動画 DVD の紛失又は破損等が生じた場合は、原状回復に要する費用を借受者が負担するものとする。ただし、通常使用の範囲内の消耗又は天災その他特別の理由があると県が認めたときは、この限りでない。

3 実践講座動画 DVD の使用にかかる事故等については、借受者の責任において対処するものとする。

(実践講座動画 DVD の返却)

第 8 条 借受者は、借受期間内に実践講座動画 DVD を県に返却するものとする。

2 借受者は、返却時に、実践講座動画 DVD 利用報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

附 則 この要領は、令和 6 年 10 月 16 日から施行する。